

騒音・振動特定施設設置届出書 添付図面及び書類一覧

① 案内図又は付近図

- 方位、道路及び目標となる建物の所在地が明らかになる程度の図面を添付すること。
- ※付近に学校、保育所、図書館、病院、診療所（患者を入院させるための施設）、老人ホーム、幼保連携型認定こども園がある場合には、図面に記入すること。

② 設計概要書

- 建物の概要が分かるものを添付すること。
- 設計概要書と①をあわせ、1枚で分かるように記載しても構わない。

③ 建物の配置図

- 縮尺、寸法、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。

④ 特定施設等の配置階の平面図

- 縮尺、間取り、各室の用途、壁、開口部の位置及び特定施設の位置を明示すること。
- 特定施設が配置されない階の平面図はなくても構わない。

⑤ 建物の立面図・側面図

- 排出口がある場合は、位置、高さ、大きさを明示すること。

⑥ 特定施設等の図面・仕様書

- カタログなど特定施設の詳細が分かる書類を添付すること。
- 騒音・振動の防止方法に係る設備の詳細が分かる書類を添付すること。
（例：防音パネルを設置する場合は、位置、高さ、大きさが分かる書類）

⑦ 煙道図・給排気系統図

- 排出口の地上からの高さと同内径を明示すること。
- 給気を青、排気を赤で明示すること。
- 特定施設が関連しない場合は添付を不要とする。

⑧ その他添付書類

<騒音特定施設の場合>

➤ 騒音レベルに関する書類

設置される特定施設の発する騒音が敷地境界線にて時間ごとの規制基準の値以下となることを示す書類を添付すること。（例：騒音計算書）

ただし、点検時のみ使用する等の非常用の機器を設置する場合には添付を不要とする。

規制基準の値を超える場合には、騒音の防止方法を見直し、規制基準の値以下となるように計画をすること。